

# 琉球大学学術リポジトリ

## 多重債務予防に焦点をあてた生活管理スキルの育成に関する研究

メタデータ	言語: 出版者: 花城梨枝子 公開日: 2009-03-05 キーワード (Ja): 多重債務問題, 金銭管理, 自己破産, 生活管理, 社会的排除, 消費者教育 キーワード (En): over-indebted problem, money management, bankruptcy, resource management, social exclusion, consumer education 作成者: 花城, 梨枝子, Hanashiro, Rieko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/9067">http://hdl.handle.net/20.500.12000/9067</a>

## 1. なぜ消費者教育で多重債務を教えるのか

### 1) 金銭に関する教育の必要性—誰でも、いつでも、どこでも借金ができる日本

商品社会に生きる私たちは、数多くのモノやサービスの消費によって生命・生活を成り立たしている。モノの消費は生命の生産でもあり、消費生活なくして命や暮らしの生産はない。しかし消費の前に、生活に必要なモノは、すべて金銭との交換でなければ入手できない。どう金銭を得て、どう使い、どのような人間らしい暮らしを獲得するかは、現代社会に生きるすべての人に必須である。特に多重債務問題は、金銭にかかわる重要な生活問題となっているだけでなく、以下に述べるようにちょっと油断すると誰にでも発生する可能性を持っているだけに、これからますます重要となろう。

日本の多重債務問題が発生している原因のひとつは、誰でも、いつでも、どこでも借金ができる環境がつけられていることである。日本全国どこにでも消費者金融の看板がみられない繁華街はない。自動契約機、電話やファックス一本での振り込み、コンビニでの利用。インターネットを使ったケータイによる申し込みでは、まさに24時間、いつでも、どこでも、必要な時にお金が借りられる環境が形成された。しかもテレビCMのおかげで、消費者金融は、多くの人に親近感までを持たれるようにまでなっており、CMの犬は全国的なブームにもなっている。クレジットカードを使ったり、ローンを組んだりするだけでなく、銀行やクレジット会社、あるいは消費者金融でのキャッシングは、今や、普通の人が普段の生活で行なっている事象となっている。借金をすることに抵抗感がなくなり、簡単に借金ができるこのような状況は世界に類をみない。しかもそれは、利息制限法という法律がありながらそれを無視した高金利であるため、お金を借りることで貧しい人をますます貧しくするシステムをも持つ。このような状況が続けば、今後も多重債務者の増加は火を見るよりも明らかである。

このような状況下では、道徳的な説教として借金をしないようにではなく、借金が個人の経済状況にどのような結果をもたらすのかの危険性と、仮に借金をするにしても、どうすれば人間らしい暮らしを損なわずにすむのかの消費者教育が重要となる。

### 2) 多重債務者はどのような情報を必要としているか—パンフレット利用の可能性

多重債務者の多くは、借金のことを誰にも相談できずに悩んでいる。自分だけで解決しようとして、その間に債務が膨れあがっていく。筆者は、2001年に沖縄クレジット・サラ被害をなくす会の特定調停勉強会、あしたの会へ参加者を対象に調査をおこなった。(花城2002)そこで「この会でどのようなことを学びたいか」(複数回答)について質問したところ、その結果は、1位「業者に立ち向かう知恵」と「特定調停の仕組み」、3位「利息制限法での債務の計算方法」、4位「特定調停、自己破産で不利なこと」、5位「特定調停、自己破産にかかる費用」となっていた。これらの情報は、借金を整理する時の仕組み、費用、その結果というまさに基本的な内容になっている。ここで利息制限法での債務の計算方法が2位に入ったのは、これが特定調停に入る前に自分ですべき必要な事項となっており、特に沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会では、過払いの場合、積極的に過払い請求し、払いすぎた分を取り返す方向で運動を行っていることによると考えられる。しかし、実は、このアンケートに協力頂いた方は、これまでの勉強会で、すでに自分にとってどの

ような情報が必要なのかを理解している人たちである。多重債務予備軍 200 万人といわれるが、その多くは、どこに相談すればよいのか、沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会のような団体があることさえ知らない。借金の整理方法以前に、どこでどのような支援がなされているかの情報を多くの人に知ってほしい。このような情報をパンフレットの形で、大勢の人に配布することはできないだろうか。米国では、様々な団体が多重債務者向けパンフレットだしている。

一例を挙げると「自己破産：その事実と結果」というパンフレットでは (American Financial Services Association Education Foundation 発行)、わずか A4 裏表 1 枚のパンフレットであるが、自己破産の増加は国家的な問題となっており、多くの人に正しい情報を提供する必要がありとして①自己破産とは何か、②7 章破産と 13 章破産の違い、③なぜ、10 年前より自己破産を申請者が増えているか、④自己破産はあなたの将来の信用にどのような影響を与えるか、⑤いつ自己破産が必要となるか、⑥もし、あなたの借金返済に問題がおきたらどうするか、⑦どのような状態が、あなたが借金トラブルに向かっている状態か、について書かれている。また、州ごとにある消費者クレジットカウンセリングサービスが提供している「借金整理カウンセリングとクレジット教育」では (Consumer Credit Counseling Service of Hawaii 発行)、①消費者クレジットカウンセリングサービスとは何か、②消費者クレジットカウンセリングはどのようにあなたを助けることができるのか、③借金整理プランを通じた支払い、④消費者クレジットカウンセリングを受ける手順、とある。また、これ以外にも大学の家政学系のセクションでは多くが普及事業部門 (extension service) を持っており、例えばハワイ大学でも一般向けに家計カウンセリングプログラムを提供し、そのパンフレットを配布している。Better Business Bureau でもパンフレットを作っている。

これら米国のものを参考にして多重債務者にとって必要な情報の内容を検討してみた。必要な情報は、①それぞれの地域で多重債務問題の解決を支援している団体がどこにあり、どのようなことをしているのか (例えば、沖縄クレサラ被害をなくす会はどんな団体か、どのように借金解決の手助けをするか、相談した人たちはどうなったか)、②借金整理の方法 (あなたはどっち? 自己破産、特定調停、個人再生手続きの違い) これでもどちらの整理方法をとるかが決まれば、その整理方法ごとに同じパターンで次の情報が必要となろう。③自己破産したらどうなる (自己破産したらどうなるか、いつするのか、どうしてするか、自己破産で得るもの、自己破産で失うもの) また、多重債務者が苦しいのはその取り立て行為である。それをやめさせるために、④違法取り立て行為とは (どのような取り立て行為が違法か、それにどう対処するか、どこに連絡するか) も必要であろう。さらに、どの整理方法をとるにしても、どれだけの借金があるのかをみるには、利子部分がいくらになっているかの確認が必要である。特に特定調停を受けるさいには、業者のいいなりにならないためにも利子を計算する必要がある。従って、⑤利子の計算 (利子の計算の仕方、過払い請求訴訟について、裁判事例) も必要であろう。

以上のような内容を含んだパンフレットを、公的機関や人が大勢集まるところに置いて自由にとっていってもらえないだろうか。

### 3) 多重債務を予防するための教育—学校教育

借金問題を解決するための法的な措置である、自己破産、特別調停、個人再生手続き等はあくまでも、問題がかなり深刻になった後での事後処理でしかない。前述した多重債務者に必要な情報も、最終的に法的措置を受けるためどうすればよいかについての内容が主となっている。これによって、多くの多重債務者は人生を取り戻すことになる。しかし、ここで考えなければいけないことは、これらは確かに、現在死に至るような苦しみにある人を救うことにはなるが、発生の原因をくい止めるものではないということである。

多重債務問題発生の根底には貧困がある。これを根絶するためには、第一に全ての人に雇用を保障し貧困を克服すること、さらに第二には、現在の消費者金融に関する規制をもっと厳しくすること、さらに第三には、学校教育において借金をすることのリスクを教える消費者教育である。消費者教育は、法的措置のようにすぐに顕著な効果がみられるわけではない。しかし学校教育の中で教えられたことは、すべての人を対象にしていること、必要な知識が精選され体系だって教えられれることで、長期的にみれば個人の幸せとよりより社会の形成に大きく寄与している。

現在、クレジットカードの扱い方や消費者問題に関しては、学習指導要領の中でとりあげられており、中学校、高校の家庭科教育の中で教えられているが、多重債務問題は直接的には学習内容となっていない。しかし、多重債務問題も含めた金銭教育は、今後、ますます重要になると考える。その根拠は2つある。第一に、金銭に関する教育は、地域、性、年齢を問わずこの商品社会に生きるすべての人にとって、生涯にわたって必須であるということである。お金の使い方は人生を決める。今、教育の方向性としていわれる“生きる力”の中で、金銭をコントロールできる能力は、まぎれもなくこの現実社会の中で生きていくために必要な力のひとつであろう。また、金銭教育の必要性、第二の根拠は、先述したように、クレジットカード、奨学金、住宅ローン、耐久消費財ローン、旅行ローンと、借金が、ごく普通の人が、普段に行っていることで特殊な状況ではないことである。しかも一旦、その方法を間違えれば、人生を破滅させる可能性をも持つ。無い袖は振れないから、現金は自動的に欲望をコントロールしていた。しかし、カードも使え、足りない時にはすぐにキャッシングもできるとなれば、欲望は肥大するばかりである。ここ10年ほど、全国の消費生活センターの多くでは、多重債務問題は常時、相談のトップ3に入っている。

従って多重債務に陥らないための消費者教育として、①お金の稼ぎ方と使い方、②他人の金（借金）には利子がつくこと、③消費者金融は、利息制限法を超えた出資法ぎりぎりでお金を貸していること、④借金をする時には、利子を計算して必ず総返済額を計算すること、⑤借金の仕方（どのようなものなら借金をしてまでも消費していいものなのか）、⑥どのような状態が危険な状態か、⑦保証人になることの義務と責任等が必要となろう。

#### 4) 今後の課題—金銭だけの教育でいいのか

しかし、以上のような一般的にいわれているお金の使い方だけで本当によいのであろうか。多重債務問題の根底に貧困問題があるとすると、多重債務者は、お金以外にも生活の様々な局面における困難を抱えていることが考えられる。沖縄クレジット・サラ被害をなくす会の2000年調査では、国民健康保険で1割、国民年金では3割が未加入となっていた。先に述べた沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会の特定調停勉強会、あしたの会へ参加者を対象にした筆者の調査では、多重債務問題は金銭だけの問題ではなく、様々な生

活問題を複合的に含んでいることを示している。借金以外に「今どのような困っていることがあるか」という質問で、14項目をあげ3つ以内で複数回答してもらった。それを表1に示すと、第1に生活苦、第2教育が受けられない、第3に失業、第4病気、第5住宅となった。これは1941年に英国の「ゆりかごから墓場まで」のスローガンで有名なベヴァリッジ・プランで有名なベヴァリッジ卿が5つの怪物とよんだ①健康をむしばむ病気、②生活困難を招く貧困、③適切な教育を受けられないことによる無知、④失業状態によって陥る無為、⑤不衛生で狭苦しい住環境（杉村 1998）

10%以上の回答を得た項目 (%)		
1位	現在の収入では生活できない	(56.0)
2位	子供にもっと教育をうけさせたい	(22.0)
3位	仕事がないのでみつけない	(20.0)
4位	病気を治したい	(18.0)
5位	家賃が安く安心して住める住宅	(16.0)
6位	浪費癖を直したい	(14.0)
7位	夫婦関係をよくしたい	(12.0)

表1. 借金以外に困っていること  
(3項目以内複数回答)

と順序こそ差があるものの、その内容が全く一致している。社会保障は、救貧ではなく、国民の生存権としてのナショナルミニマムの確保であるが、多重債務者の多くは、その最低限度の権利が不十分な状態にあるといえよう。多重債務問題は、単に金銭だけの問題ではなく、国民健康保険が払えないために病気になっても病院に行けない。国民年金が払えないので、将来は無年金者となる。失業保険さえももらえない不安定な職業、不十分な住環境、病気、離婚や別居、家族関係の悪化等、多重債務者の生活には、普通の人が行っている社会のメインストリームから遠ざけられる社会的排除 (social exclusion) の状態がみられる。今まで多重債務に関する消費者教育という場合に、主として学校教育では、お金の使い方にかかわる教育、また多重債務に陥った成人には、そこから脱却するための方法を含めた法的措置に関する教育を指すが、実はそれだけでは不十分であり、国民の生存権あるいは生活権をどのように保障していくかという視点、すべての人に健康で文化的な生活を保障するには、私たちはどのような選択をなすべきかを学校教育のどこかで学んでいく必要があるのではないかと考える。消費者教育が手段としての消費だけでなく、その目的として人間らしい命や暮らしのあり方を問う教育であるなら、消費者教育の範囲ももっと拡大して考えることができるのではなかろうか。

#### 参考文献

- 花城梨枝子 (2002) 「多重債務者への社会的支援に関する研究」, 日本消費者教育学会『消費者教育』第2冊, 57-66
- 杉村宏 (1988) 『現代の貧困と公的扶助』放送大学教育振興会, 東京, 74-76

## 2. シティズンシップ及び多重債務問題からみた消費者教育概念の検討

### 1) 消費者教育の社会形成作用

消費者教育が個人の消費生活の改善だけではなく、購買という経済的投票権を用いた意思決定によって社会を形成する作用も持つことは、多くの研究者によって指摘されている。代表的には、今井の消費者教育概念にみられる生活環境醸成機能(1994)がある。パニスターとモンスマラの消費者教育の定義では、消費者教育で育成するのは、「消費者の意思決定を左右する要因に影響力を及ぼす行動を取る」(1982)ことのできる消費者である。つまり、消費者教育とは、消費生活のあり方を左右する政治・経済システムや環境に影響を及ぼす行動がとれる消費者の育成であると述べている。では、これまでの日本の消費者教育は、この政治・経済システムを、間接的にではなく直接的に変化させることをその教育の射程に入れてきたであろうか。消費者の意思決定の帰結としてのライフスタイルというフィルターを通した社会環境の形成になっていたのではなかろうか。社会環境を直接的に変化させる提言(advocacy)に積極的にかかわることのできる消費者の育成は、十分であったろうか。

本論文の目的は二つある。第一には、これまでの消費者教育は、個人の能力開発を超えた社会システムの変革に対して、有効に作用してこなかったことを、多重債務問題を例にして問題提起したい。さらに第二に、その問題解決にシティズンシップという概念を導入して、その国に暮らす市民の権利と義務の遂行という視点から消費者教育の社会形成作用の検討を行うことを目的とする。

### 2) シティズンシップ概念導入の必要性と研究方法

消費者教育におけるシティズンシップ概念導入の必要性を以下の順序で検証する。

- ① 消費者能力の開発だけで、消費生活を改善するには限界があり、これからの消費者教育では、消費者を取り巻く社会環境を変化させるべく、積極的に発言、行動できる消費者の育成が望まれる。
- ② 多重債務問題の抑制は、我が国における消費者教育の最大の課題であるが、その解決には、雇用や教育へのアクセス、福祉を保障する貧困の撲滅という観点からの社会環境整備が不可欠であることを、1) 多重債務問題の量的、質的拡大、2) 多重債務がもたらす社会的排除と社会構造的リスクへの連動の順で検討する。
- ③ 消費者教育にシティズンシップ概念を導入することによって、権利だけでなく責任を伴った社会形成作用がより強調されること、地球的規模にわたる社会的責任、公正な市場、経済的弱者をつくらない社会のあり方に積極的に提言できる消費者の育成が強調されることを、1) シティズンシップとは何か、2) 消費者教育とシティズンシップ教育、3) シティズンシップ概念を導入した消費者教育の視点の順で検討する。

### 3) これまでの消費者教育の限界

国際的消費者機構である Consumers International (CI) では消費者には8つの権利と4つの責任があると述べる。この消費者の権利と責任の自覚は、我が国のみならずどの国

の消費者教育の教科書にも最初にてでくる。しかし、では何のために権利と責任の自覚が消費者に必要とされるかについては、書いてある教科書はほとんどない。CIによると消費者の権利と責任の自覚は、①貧困の根絶、②よいガバナンス、③社会的公正と人権の尊重、④公正で効果的な市場経済、⑤環境の保護（2006）を達成するために不可欠であると述べる。これらの5項目は、先述したバニスターらの消費生活に影響を与える外的要因を示しており、消費者を取りまく外的環境である。外的環境を整備することによって、内的環境としての私的個人的な消費生活の安定をはかっている。消費者教育によってそれを学んだ消費者が、その知識で自分の消費生活を改善できる能力を身につけることは当然である。しかし悪質商法は、法律の隙間をねらい手を変え品を変えて進化している。この変化にきちんと対応するには、消費者も常に新しい知識を得なければならないが、現実問題としてそのような努力には限界がある。消費者の個人的能力開発だけでなく、それを取りまく社会環境整備の重要性が問われているのが、我が国における多重債務問題の発生であろう。多重債務予備軍200万人ともいわれる状況は、消費者教育で達成されるべき、貧困の撲滅、社会的公正、人権の尊重を同時に脅かす事態となっている。消費者教育の目指すものが、消費者個人の消費生活の改善であっても、消費生活を取りまく経済システム、社会システム、自然環境等の社会環境を整備しなければ、それは不可能である。消費者が常に新しい知識とスキルで武装しなければならない社会であってはならない。これからの消費者教育では、消費者を取り巻く社会環境の問題を指摘し、それに対して積極的に発言、行動できる消費者の育成をより意識する必要がある。

#### 4) 多重債務問題にみられる社会的排除とシティズンシップの欠如

多重債務問題は、一部の失敗した消費者の問題ではない。20年から30年という長期間のローンで住宅を手に入れること、奨学金で大学教育を受けること、月賦で自動車を買うこと等は、多くの人を経験する一般的な借金である。平成6年から15年の10年間で、クレジットカードの発行枚数は、2億2751万枚から2億6362万枚と115.8%増加している。しかしその増加以上に、カードでのショッピングは13兆6321億円から26兆5819億円194.9%と名目で約2倍になり、カードによるキャッシングも5兆1430億円から7兆5662億円147.1%と約1.5倍となっている（クレジット産業協会2005）。つまりこの10年で、クレジットカードを利用した借金も着実に増加している。

借金に対する抵抗感の希薄化に収入の不安定さが加われば、多重債務に陥るリスクはより高くなる。文部科学省、学校基本調査によると、2004年の高校卒業生のフリーター比率は36.7%、大学卒業生30.6%であり、近年、3人に一人は学校を卒業しても正規雇用につけない。また、厚生労働省調査によると、派遣労働者数は、1997年度855,330人であったのが、2003年度は2,362,380人と2.7倍に増えている（金融広報中央委員会2005）。雇用が不安定で、生活のために今お金が必要という時に、消費者金融では無担保無保証人ですぐに貸してもらえる。但し、それは25%から29%近い高金利である。平成17年3月末で消費者金融の貸付残高8兆270億円、貸付件数は1,463万件（日本消費者金融協会2005）となっている。貸付件数は、一人の人が複数借りていることも考えられ、1,463万件がそのまま消費者金融の利用者数にはならないが、我が国の世帯数が約4,700万世帯であることを考えると、かなりの利用者がいると考えられる。消費者金融の利用は、一時的

には収入を増やして助かったようにみえるが、長期的には、その高金利のために生活の破綻をもたらす。

消費生活年報によると、各消費生活センターに寄せられる消費者苦情相談のうちサラ金・フリーローン相談は114,231件（国民生活センター 2005）であり、多重債務問題はここ5年、全国的に常に上位3位以内に入っている。多重債務に関する司法統計は自然人の自己破産（全地裁）211,402件、特定調停（全簡裁／新受）381,433件、小規模個人再生（全地裁／新受）18,567件、給与所得者等再生（全地裁／新受）8,077件、支払督促送付の債務者（全簡裁）522,149件と、平成16年に裁判所による借金問題の取扱いは約114万件となっている（最高裁判所事務総局 2005）。ここで、支払い督促は、同一人が複数回受けていることも考えられるが、自己破産において二度目の免責は7年間受けられない。そこで、確実に重複していない平成10年から16年の7年間の自己破産を合計すると約119万件であった。47都道府県中119万人以下の人口を持つ県は13県もあり、この数字は、ある県では、幼児から高齢者まで県民全員が自己破産をしてもまだ足りないという規模である。我が国の多重債務問題は、その発生を量的にみても、深刻な状況であることがわかる。では、なぜそのように多数の人が巻き込まれるのであろうか。その発生を質的な側面から表現すると、「いつでもどこでも誰でも気楽に借金できる」社会環境の存在である。消費者金融のテレビコマーシャルは、各局のゴールデンタイムを独占しており、コマーシャルで取り上げられた犬種は、全国的なブームにもなった。駅前の一等地には、消費者金融の看板が並び、自動契約機では、人と対面することなく、ボタン操作で機械に打ち込むだけで30分以内にお金が借りられる。携帯電話によるインターネット申込みは24時間可能である。

多重債務問題の発生は、その原因を個人の資質、欠点とみるのではなく、質的な社会環境の変化として把握する必要がある。社会のシステムとして構造的に多重債務を発生させる何かがあるということである。なぜこのように大量の消費者の生活破綻がおきるか。そのような状況を抑制しようとする社会システムは機能しているか、もしそれが機能していないとすれば、どうすれば機能するか。多重債務問題の発生は、個人的な金銭管理能力の不備はもちろんのこと、それを超えて根底に簡単に借金ができる社会システムの浸透があり、それが社会としての貧困問題を加速化させている。しかもこの貧困はお金がないという単純なものではない。以下に示すような、人間の尊厳にかかわるより多くの困難をもたらしている。

多重債務者の生活困窮については、「金銭問題以外にも失業、低所得、不十分な子供の教育、住宅問題、健康問題、家庭不和等の問題をかかえている。また、健康保険や国民年金への未加入もふくめ社会のメインストリームから排除される状況」（花城 2002）が指摘されている。貧困を金銭の分配的な側面だけではなく、社会における関係的な側面にも焦点をあてた社会的排除（social exclusion）という概念がある。多重債務者の生活は、普通の人の生活ができない社会的排除の状態にある。健康保険がなければ病気になっても病院にいけない。現在も不安定な生活であるが、国民年金を払えないことは、将来的にも不安定な生活を余儀なくされることでもある。子どもに教育を受けさせられない状況は、親の貧困が次の世代にも受け継がれる貧困の連鎖を示唆している。

多重債務は、個人的生活リスクの問題ではなく、明らかに社会構造的なリスクに連動し



ている。多重債務者の多くが失業中や不安定な雇用であることは、すでにわかっている(花城 2003)。失業やフリーターの増大は、消費のための収入の確保ができない状況でもあり、購買力がなければ商品を買えない、税金を納めきれない、社会保険も払えないということで、経済システムや政治システムへの打撃でもある。これを個人の生活設計という観点からみると、結婚できない、子供が産めない、無年金、高齢期の生活不安へ連動している。生活の基本的ニーズへのアクセスが不可能であり、将来的にも不安定生活の可能性のある国民が大量に発生している状況は、国としてきわめて異常な状態であり、多重債務問題は、消費者教育の課題であるだけでなく、重要な社会政策的課題でもある。これまでの消費者教育には、貧困を国家の責任として捉える視点が不十分であったと考える。暉峻が「形式的平等の顔をした実質的不平等」(2005)と指摘するように、介護保険、年金、税金であたかも平等のようにみえながら格差はますます拡大し、貧しい者がより貧しくなる状況が静かに進んでいる。雇用、教育、福祉へアクセスできない状態は、生活の基本的ニーズが侵害された状態であり、消費者教育で育成する消費者は、そのことに疑問を投げかけることのできる者でもある。消費者教育で学ぶ権利と責任については、シティズンシップという概念で説明できる。バラとラペールは、シティズンシップは資本主義社会における社会的統合の基礎であると述べ、社会的排除が発生した状態をシティズンシップが不完全な状態と指摘して、「シティズンシップが失われることは、国家とその市民との関係が危殆に瀕していることを示して」(2005)いと述べる。

## 5) 消費者教育とシティズンシップ教育

では、シティズンシップとは何であろうか。シティズンシップの日本語訳では市民権(ヒーター 2002)、市民的徳性(梅田 2001)、市民性と書いてシティズンシップというふりがなをつける併記型(ウィッティ 2004)もあるが、後述するようにシティズンシップを国家との契約関係における権利と義務と捉えると、それらの訳のいずれも適切ではなく、本論ではそのままシティズンシップを使用する。マーシャルは、ある共同社会の完全な成員である人々に与えられた地位身分をシティズンシップとして、それを人身の自由、言論、思想、信条、財産の所有に関係した公民的シティズンシップ、政治的権利としての投票に関連した政治的シティズンシップ、さらに経済的福祉、安全、社会的財産を分かち合う権利、社会の標準的な水準に照らして文明市民としての生活を送る権利に関連した社会的シティズンシップの3要素に分けている(1993)。一般的に投票の重要性から政治的シティズンシップが、自由社会における人権の重要性から公民的シティズンシップの意義が問われるが、マーシャルは、社会的シティズンシップこそは、他のシティズンシップの必要不可欠な土台であると述べる。社会的シティズンシップは、まさに、人間らしい消費生活の確保、CIの述べる基本的ニーズを満たす権利に光を当てている。人間はパンのみに生きるにあらずというが、パン無くして生きられる人間もまた存在しない。一定水準の消費生活を獲得することは、人間生活の幸福・福利(well-being)の土台である。

資本主義社会では、その土台の形成を個人の自助努力に委ねるが、自助努力の前に教育や階層がその決定権をもち、社会的に不平等な状態が存在している。若者が一人前の権利と義務を有した社会の構成員になっていくプロセスをシティズンシップという概念で分析したウォーレスは、そのシティズンシップのひとつに消費者シティズンシップをあげてい

るが、しかし消費生活の選択は、金を持つ者に限定されており、消費は社会階級によって階層化されていることもまた指摘している(1992)。社会的な不平等の露呈した状態が、先述した多重債務者の社会的排除であり、国との契約によるシティズンシップが破綻した状態である。シティズンシップの概念には、2つの側面が統合される。ひとつは国家が市民である個人に対して保障しなければならぬ権利であり、さらにひとつは国家に対する義務、責任を果たすということであり、分かち難いメダルの裏表の関係にある。しかし、権利は自動的に付与されるものではなく、責任の遂行に対して与えられることから、シティズンシップの前に行動、Activeを加えて、行動的シティズンシップ(不破 2002)という表現も使われ始めた。シティズンシップは、すべき義務・責任を遂行することによって獲得できるのであって、本来するべきことをしない場合には、不利益を被ることもある。

権利としてのシティズンシップの確保は、国が直接に衣食住を与えることを意味するのではない。文明市民として消費生活を送るその前提は、まず収入を得るための雇用である。さらに雇用の前提は教育である。財産形成の途上にある若者や貧しい者にとって、住居費は、収入の大きな割合を占める定期的な出費で、支出できないこともある。安心して寝ることのできる場所の確保は、生きるのに必要不可欠であろう。どのようなことを基本的ニーズと捉えるかを具体的に示したのが、英国政府のホームページ Directgov (<http://www.direct.gov.uk/Homepage/fs/en>)である。ブレア政権はその市民憲章の中で、市民は税金を払ってその対価として公的サービスを受けている消費者であり、すべての市民=消費者が公的なサービスにアクセスできるようにすることを約束している。従って、そのホームページでは、最初の画面でどこにアクセスすれば自分に必要な公的支援がえられるのか選択できるようになっている。ホームページでは、教育、雇用をはじめ、出産・子育て中の人、障害を持つ人、50歳以上の人、外国に住んでいる英国人、誰かをケアしている人、若者と、誰もが歩む人生のステージごとにわかりやすく公的サービスが提示されている。ナショナルミニマムとしてその国の市民に保障されるべきサービスが、生活感覚を持って具体的に示されている。

消費者教育の対象とする財は、これまで市場を通じた商品が主要であった。しかし、消費生活に及ぼす公的サービスの影響は年々増大している。実収入に占める税金や社会保険料等、非消費支出の割合はここ10年ほど15~17%を占めている。非消費支出を支払った後の可処分所得のうち、生活費である消費支出にも5%の消費税がかかる。国民は、教育や子育て、福祉のような直接的な公的サービスを消費するだけでなく、社会保険制度を媒介にした医療サービス、介護サービスも消費している。消費の目的は、人間らしい生命・生活の再生産であり、必要な生活財を市場で金銭との交換で入手するだけでなく、納税、あるいは制度としての社会保険を迂回した再分配によっても入手している。特に、労働力の枯渇した高齢者にとって、入ってくる収入の主要部分が年金であり、支出も医療サービスや介護保険によるケアサービスと、消費生活の入口においても出口においても、公的サービスの占める割合は大きい。消費者教育の目標のひとつに、消費生活の充実があるなら、この公的サービス部分を欠落させた消費生活は、土台をもたない表層の消費生活、安心や安定感を伴わない消費生活ともいえよう。シティズンシップには、市民が、権利として受け取れる基本的ニーズだけでなく、その権利を受け取るためにどう行動すべきかの責任も

含まれている。国民年金制度を破綻させるリスクに、若者の国民年金離れが指摘されているが、年金制度にかかわる学習も、当然、消費者教育の範疇に入れてしかるべき内容であろう。シティズンシップ教育のうち経済的存在としての消費者に焦点をあてた部分を導入することにより、消費者教育における社会形成作用はより強調されることとなる。

英国ブレア政権の教育政策で重視されているシティズンシップ教育は、「平和教育、環境教育、市教育、人権教育、人種問題の教育、ジェンダーの教育、政治教育」等(佐貫 2002)の内容を含む。日本にも「公民科」があるが、公民と市民ではニュアンスが異なる。欧米ではほぼ同義語として使われる国民、公民、市民であるが、小玉は、欧米で国民ではなく市民という概念が使われる背景として、外国人労働者や難民というかたちで国籍を異にする人々が同時に暮らしているという現実、さらに環境問題等、自国のみならず地球規模で解決すべき課題がでてきたことを指摘している。また、これまで個人が国家に対する義務を果たすことに比重をおかれてきたが、市民という概念には「市民の政治参加それ自体が国家や政治体を構成する」意味があると述べる。つまり、「お上」から下ではなく、下から上をつくるということである。さらに、いま求められているのは、「日本の教育において十分かえりみられてはこなかったシティズンシップの政治的側面を評価しなおすこと」(2003)と政治的存在としての市民の重要性に言及している。

公民科は、現代社会についての理解や人間としての在り方、生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養うことを目標に、現代社会、倫理、政治・経済の3科目で構成されている。政治・経済では、マクロな視点での経済学が内容となっているが、消費者教育で求められる内容は、マクロではなくミクロな視点、誰もがそれ無しには生きられない毎日の具体的な消費生活からのアプローチである。消費者教育で焦点をあてるべきは、政治的存在ではなく経済的存在としての市民である。これまで論じてきたように、この経済的存在としての市民の生活、消費生活のあり方は、実は人間の幸福・福利の基礎でもある。そういう意味で、消費者シティズンシップ教育は、この社会で生きていくすべての人に必要とされる教育である。

消費者教育とシティズンシップ教育との接点は、これまでも指摘されていないわけではない。1992年にだされた消費者教育10のQ&Aで、「消費者教育とは何ですか」という質問に対して、消費者教育は「他の国の経済やその国民生活の質の向上との調和をはかるなど、世界的な視野に立った「市民意識」(citizenship)、人間としての「生き方」の教育を含む」(日本消費者教育学会 1992)とあり、また中原も「社会的意思決定能力を備えた「消費者市民」(コンシューマー・シティズン)・21世紀を前にして「地球市民(グローバル・シティズン)」としての市民意識教育を促進するものとして、消費者教育をとらえる必要がある」(1994)と、シティズンシップ教育について言及している。しかし本論で述べるシティズンシップは、これまで論じてきたように市民意識ではない。契約に基づく実体としての権利と責任の問題である。

ヨーロッパのThe Consumer Citizenship Networkでは、消費者シティズンシップ教育(Consumer citizenship education)を従来の消費者教育に環境教育とシティズンシップ教育を加えたものとしている。ここでの消費者シティズンシップとは、「消費者としての役割の中で、個人が倫理的問題、考え方の多様性、地球規模での発展や未来の状況を熟慮す

ることによって、積極的に社会を発展させたり改善させたりすること。それには、自分自身の個人的なニーズや快適さを確実なものにする時に、地方や国というその地域での責任と同時に、地球規模での責任をとることも含まれる」(Thoresen 2003)としている。この定義を受けてノルウェー、ポルトガル、英国、スウェーデン、エストニアの各国は、その国で消費者シティズンシップを進めるための消費者教育プランを提示している。ここで従来の消費者教育と異なる視点は、積極的な社会の発展や改善を目指すことと、消費者の自覚や責任を、個人生活を越えたよりグローバルな地球規模に広げている点である。

シティズンシップ概念を導入した消費者教育は、消費生活を私的個別的なものとして捉えるだけでなく、そこに人間の共同性や社会性をも入れるということであろう。そのことはまた、生きていくのに必要な生活資源を助け合っテシェアするという人間性にもつながる。市場がグローバル化し、自国内でその経済活動を完結できる国はもはや存在しない。助け合っテ生きることは、地球的な視野でのモノ、ヒト、カネの移動や配分を考えなければならぬ。その時の中核になる価値観は、人間だけではなく動植物も含めた共生できる生産と消費である。持続可能な消費は持続可能な生産を前提としている。この共生を意識した消費者教育については、北欧の消費者教育を紹介し、そこに示されている共生関係と社会的課題について言及した大原のより詳細な研究(2003)もある。生産と消費は人間社会の中で連続しているが、その人間社会はまた、生産前の資源採取、消費後の廃棄で自然環境とも連続している。また、今という時間だけでなく、次世代の生命・生活の再生産を考慮することも含まれる。

消費者教育にシティズンシップ概念を導入することによって強調される第一の視点は、生命・生活の再生産を消費者の権利としてだけでなく、ひとつの国に生きる市民の権利として捉えることである。故に、それは生活の基本的ニーズを自助努力だけでなく、社会の制度化されたシステム、公助や共助の中で実現することを意味する。市場による交換は、お金を出しただけ自分に戻ってくる。税金や社会保障への支出は、再配分であるから出した分が自分に戻ってくるとは限らない。しかし、それ無しには生きられない状態の者を助ける。個人的な損得だけではなく、社会の中で共に生きることでできる消費者の育成が必要とされている。

強調される第二の視点は、経済的弱者をつくらぬ公正な市場の形成である。消費者の生活権・生存権を侵すおそれのある企業活動には、規制が必要であろう。それは消費者が武装しなくてもよい社会への移行であり、生存までも脅かされる経済的弱者をつくらぬことでもある。我が国では、経済的理由で自殺する者が、平成元年は6.2%だったが、平成16年は24.5%と増加している(警察庁 2005)。借金に関連した犯罪も発生している。多重債務者には、自分が経済的弱者であることさえ気づかない者も多い。それによって何らかの社会的費用が発生している場合には、それが環境問題であろうと多重債務問題であろうと、規制緩和ではなく、逆に規制を強化すべきである。英国貿易産業省によると、多重債務問題は、ストレスとメンタルヘルス問題をもたらすこと、殺人や暴力、自殺とも強い関連性があること、仕事に障害がでてくる等、消費者に多くのコストを発生させていると指摘する。さらに政府には、健康保険制度、住宅問題、債務関連訴訟の法律扶助等、経済界には、消費者のストレスや欠勤による生産性の問題等と、社会全体に広範なコストを負担させていると述べる。従って、政府として多重債務問題に取り組むことは、より公正

なフレームワークを創ることであるとしている。総返済額等のあらゆる情報と一緒に APR (年利率) は「2倍の大きさを、より目立つように」表示すること、自宅担保ローンでは「返済できない場合には財産をうしなうことになるかもしれないという警告」のデメリット表示をすべきであると指摘する。(2005) 公正な社会のためには、自由競争にまかせられないことも多い。個人の消費生活のあり方や企業活動も、社会全体のコスト、社会の発展という観点から、熟慮できる消費者が望まれる。

シティズンシップを意識した消費者教育で、焦点をあてるべき第三の視点は、国境を越えた地球市民というグローバルな視点である。グローバルな視点は、国と国とのあり方を考える時にも、自然環境のあり方を考える時にも必要となる。自然環境に負荷を与えない生産と消費のあり方は、永続的な生命・生活の再生産の根幹であるが、他国との協力の中で自国の生産と消費のあり方を考えることも、永続的な生命・生活の再生産には必須である。特に、我が国のような資源のない国にとって、他国との友好や平和がなければ、食べることもさえない不可能となろう。環境教育、南北問題、フェアトレードの学習は、消費者シティズンシップ教育に不可欠な領域である。

## 6) 結論

我が国における多重債務者の増加は、消費者教育の目的のひとつである貧困の撲滅が不十分であることを示している。これまでの消費者教育で研究の対象としていたモノやサービスは、企業の生産する商品であった。しかし、商品だけでなく国の提供する公的サービスの消費も、生きていくのに不可欠である。基本的ニーズを満たすことは、CI の提示する消費者の権利のひとつだが、それは同時にひとつの国で市民としての生きる権利でもある。本論では、消費者教育にシティズンシップ概念を導入することにより、生存権・生活権を自助努力だけでなく、社会の制度化されたシステムの中で保障すること、経済的弱者のいない公正な社会や市場経済を積極的に発展させ改善させること、さらに国境を越えた地球市民という視点で他国との関係や自然環境のあり方を考えること、以上の3側面が強調されることを検討した。消費者教育におけるシティズンシップ概念の導入は、消費者に、権利だけでなくグローバルな視点から消費者として、国民として、地球市民としてどう行動すべきかの責任をより自覚させることになる。

引用文献・参考文献 (直接的な引用は本文中に「 」に入れた。)

Bannister and Monsuma, *Classification of concepts in Consumer Education* pp.5-7  
South-Western Publishing Co., 1982

バラ, S アジット., ラーペル, フレデリック. 福原宏幸, 中村健吾監訳『グローバル化と社会的排除』p.48, 昭和堂, 2005

ConsumersInternational

<http://consint.live.poptech.coop/Templates/Internal.asp?NodeID-89647>

(2006/01/11)

英国貿易産業省, 江夏健一他訳『21世紀の消費者信用市場』pp.90-92, p.33, p.35, 東洋経済, 2005

不破和彦「成人教育とシティズンシップ」『成人教育と市民社会 行動的シティズンシップ

- の可能性』 p.12, 青木書店, 2002
- ジョーンズ, G., ウォーレス, C. 宮本みち子, 鈴木浩訳『若者はなぜ大人になれないのか2版 家族・国家・シティズンシップ』 p.195, 新評社, 2002
- 花城梨枝子「多重債務者への社会的支援に関する研究」 p.61, 消費者教育第22冊, 2002
- 花城梨枝子『多重債務者の生活再建にむけた社会的支援に関する研究(科学研究成果報告書)』 p.40, 2003
- ヒーター, デレック. 田中俊郎, 関根政美訳『市民権とは何か』 岩波書店, 2002
- 今井光映「消費者教育の基本概念」『消費者教育論』 p.67, 有斐閣, 1994
- 警察庁生活安全局地域課「平成16年中における自殺の概要資料」  
<http://www.npa.go.jp/toukei/chiiki5/jisatu.pdf> (2006/01/23)
- 金融広報中央委員会『平成17年度版 暮らしと金融なんでもデータ』 pp.47-48, 知るぽると, 2005
- 国民生活センター『消費生活年報 2005』 pp.22-23, 国民生活センター, 2005
- 小玉重夫『シティズンシップの教育思想』 p.109, p.173, 白澤社, 2003
- マーシャル, T・H., ボットモア, トム. 岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級』 pp.15-16, 法律文化社, 1993
- 中原秀樹「消費者教育と市民意識教育」『消費者教育論』 p.253, 有斐閣, 1994
- 日本クレジット産業協会『日本の消費者信用統計 平成17年版』 p.65, 日本クレジット産業協会, 2005
- 日本消費者教育学会『消費者教育第12冊』 p.276, 光生館, 1992
- 大原明美『北欧の消費者教育 共生の思想を育む学校でのアプローチ』 pp.150-154, 新評論, 2003
- 最高裁判所事務総局『司法統計年報 民事・行政編 平成16年』 pp.61-73  
[http://courtdomino2.courts.go.jp/tokei\\_y.nsf](http://courtdomino2.courts.go.jp/tokei_y.nsf) (2006/1/23)
- 佐貫浩『イギリスの教育改革と日本』 p.178, 高文研, 2002
- 消費者金融白書委員会『消費者金融白書 平成17年版』 p.52, 日本消費者金融協会, 2005
- 暉峻淑子『格差社会をこえて』 pp.54-56, 岩波書店, 2005
- Thoresen, Victoria W., *Developing Consumer Citizenship conference and progress report#2*, p.12, Hogskolen I Hedmark, 2003
- 梅田正己『「市民時代」の教育を求めて』 p.149, 高文研, 2001
- ウィッティアー, ジェフ. 堀尾輝久, 久富善之監訳『教育改革の社会学』 東京大学出版会, 2004

### 3. 多重債務問題にみられる社会的排除と社会的包摂へのアプローチ—沖縄県における多重債務者の事例から

#### 1) 生活資源へのアクセス困難現象としての社会的排除

生活上の困難をあらわすのに、なぜ、これまでの貧困という概念だけでは不十分なのか。EUにおいて、今までの貧困に加えて、社会的排除概念がでてきた背景には、グローバリズムによって、多くの国でそこに暮らす人々の中に、移民により人種、言語、宗教、生活習慣等、カルチャーの異なった市民が増大しているという事実がある。その移動してきた市民がごく当たり前の生活を営む上で困難になることは、まず言語や識字のコミュニケーションであり、それが教育や雇用、社会的サービスへのアクセス困難に連動している。さらに住む場所がスラムのような場合には、劣悪な住宅事情、上下水道や衛生状態の不備、犯罪へ関わる確率も高くなっていく。国境を越えた人の移動が活発になる中で、経済の停滞、高失業率は、その国に住む市民間にも、生活格差をもたらす。

社会的排除 (social exclusion) という概念には、生活の困難を失業あるいは低所得という貨幣的側面のみで捉えるのではなく、ひとつには地域の人間関係をも含めた多面的な社会関係の剥奪という視点から捉えること、ふたつめには、その発生を、その社会の社会的、経済的、政治的背景との関連でみる視点が含まれている。故に、バラらは「貧困のアプローチではなく、社会的排除のアプローチを用いることは、排除の分配的な側面だけでなく関係的な側面にも焦点をあてることを意味している」(2005: 25) と前者の視点、さらにチールは「意図されていない、あるいは承認されていないある社会の経済的および政治的な過程の結果のことである。いくらかの集団は、資源不足または差別、無視のためにその他の集団よりも主要な社会制度に参加する機会が少なかったり、政府プログラムから除外されたりしている」(2006: 259) と後者の視点を強調する。

社会的排除概念を用いた研究は、その社会で人間らしく生きるにはどうすればいいかを、毎日暮らしている具体的な生活の中身で問いかけているという点で、社会学や経済学以上に、家政学の対象となりえる。本報告では、多重債務者の生活を家政学的なアプローチでみるために、社会的排除を「その社会の標準的な水準にあわせた文明市民としての生活を成り立たせている生活資源 (resource) へのアクセスが不十分であるために発生する生活困難」と定義した。ここでの生活資源は、大きく物的資源と人的資源に分かれるが、物的資源としては、金銭、衣食住等の財、医療、教育、子育て等のサービス、これには、公的サービスも含まれる。人的資源には、自分自身の稼得能力、コミュニケーション能力、時間、労力だけでなく、自分を取り巻く家族や地域社会における友人等、人間関係も含まれる。社会保障が発達していない時代には、まさに家族、地域という人的資源によって、失業への対応、子育て、高齢者扶養が行われていた。

生きていく営みは、生活価値にあわせた意思決定によって、必要な生活資源を家庭にインプットすることから始まるが、現実には、必要な資源であってもそれが選択肢の中に含まれていないことも多い。生活資源へのアクセスが不十分となる要因のひとつは、これまで持っている生活資源の質と量であり、さらなるひとつは生活環境を取り巻く社会環境のあり方である。生命維持システムとしての家族が、社会環境から資源をインプットする時には、多くの場合持っている金銭との交換によってなされる。例をあげると、金銭がなけ

れば人的資源を蓄える手段としての教育を受けられない。しかし、もし教育がすべての国民（そこに住んでいる市民）に無償という社会環境の整備がなされていたなら、金銭がなくても教育を獲得できる。生活資源は資源同士が相互依存、相互補完の関係にあるので、そこにある生活資源のひとつに何らかの影響が加われば、その波動は他の生活資源にも伝わっていく。教育は人的資源のひとつであるが、それは稼得能力を高めることによって、雇用や衣食住等の生計が獲得される。また、世帯主の失業は、住宅や他の家族員の教育に影響力を持つ。各生活資源の影響力は同等ではなく、その中でも金銭は、それとの交換で他の生活資源を入手できるという点で、他の生活資源における優位性を持っている。多重債務者の生活排除も、そのような外部にある生活資源へのアクセスと取り込んだ生活資源間の関係という視点でみることができよう。

## 2) 社会環境としての多重債務問題

多重債務問題を把握する指標として、司法統計にみられる自然人の自己破産件数、特定調停件数がある。平成17年の人口10万人あたりの自己破産は全国平均144人に対して、高知県275人、長崎県224人、青森県217人であり、沖縄県は127人全国24位であり高くない。同様に特定調停は、全国平均215人に対して、青森県490人、鹿児島県485人であり、沖縄県は469人3位となっている。自己破産と特定調停を合計した結果が、その県の借金トラブルの度合いを示すものとする、その結果、沖縄県は全国6位である。しかし、平成15年、司法書士が特別代理権で任意整理ができるようになって、沖縄県の特定調停件数は激減した。これは特別代理権以前の平成14年の結果との対比でも明確であるが、平成14年の沖縄県の自己破産+特定調停は、全国平均384人に対して2397人、これは全国平均の7倍、2位岩手県728人の実に3倍であった。任意整理の場合には、司法統計にでてこないために、15年以降、沖縄県の借金トラブルは減少したようにみえるが、実態がよくなったようにはみえない。多重債務問題を顕在化させる沖縄県の現状をあらわす統計を示すと、47都道府県中完全失業率1位(7.9)、離婚率1位(人口千対2.69)、出生率1位(人口千対11.8)、都道府県別知事登録貸金業者数人口1万人比1位(3.79)、特例措置で54.75%の高金利が認可されている日賦貸金業者数1位(1.77)となっている。特にこの日賦貸金業者数は、2位高知県(0.54)の3倍以上、全国平均(0.12)の14倍である。さらに47都道府県中最下位は、1人当たり県民所得(203万円)であり、これは全国平均の約7割でしかない。これらの統計は、仕事がなく、収入も全国の7割であるが、子たくさん、離婚も多く、貸金業者も多いという沖縄県の経済的現状を示しており、このことは、なぜ沖縄県で多重債務問題が顕在化しているかという問いへの回答ともなっている。つまり、生活資源のうち雇用と貨幣が不足しており、貸金業者が多いという借金をしやすい環境で、その低収入を補完するための高金利の借金は、一時的には生活をよくしたように見えるが、長期的にはますます生活を苦しくさせる。

沖縄県における多重債務者のおかれている状況について、筆者は、特定調停を予定している多重債務者(あしたの会)58人を対象に、2001年調査に調査をしている。そこで「現在、借金以外にどのような困ったことがあるか」(3項目以内の回答)に対して、現在の収入では生活できない56.0%、子供にもっと教育を受けさせたい22.0%、仕事がないのでみつきたい20.0%、病気を治したい18.0%、家賃が安く、安心して住める住宅16.0%の



順となった。この回答は、1941年、戦時下のイギリスで「社会保険および関連諸サービス」に関する検討を命じられ、「揺りかご墓場まで」というスローガンで有名なベヴァリッジ卿が5つの怪物とよんだ事項、つまり①健康をむしばむ病気、②生活困難を招く貧困、③適切な教育を受けられないことによる無知、④失業状態によって陥る無為、⑤不衛生で狭苦しい住環境の5つと順序こそ違いはあるものの、全く一致している。社会保障は救貧ではなく、国民の生存権としてのナショナルミニマムの確保であるが、2001年調査において、多重債務者の生活は、そのナショナルミニマムが不十分な状態にあることがわかった。「多重債務問題は、単に金銭だけの問題ではない。国民健康保険を払えないため病院に行けない、国民年金がない、失業保険さえもらえない不安定な雇用、不安定な住宅、病気、離婚や別居、家族関係の悪化等、多重債務者の生活には、普通の人が普通に行っている社会のメインストリームから排除されていく社会的排除(social exclusion)の状況がみられる。多重債務問題の根底にあるのは貧困、それも様々な次元での一塊となった力の収奪となっている。」(花城 2002: 61)

### 3) 多重債務者がアクセスできない生活資源

2001年調査結果を踏まえ、その5年後となる2006年は、以下の11項目について調査をおこなった。

調査時期：2006年6～7月

対象者：沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会への相談者75人

調査内容：質問紙法（無記名自記式）：①給与、②借金額、③借金件数、④金銭管理、⑤違法取り立て、⑥最初と現在の借金理由、⑦国民年金・健康保険、⑧生活における困難、⑨本人、家族の身体的・精神的健康、⑩これまでの職業歴、⑪本人、両親の教育歴

なお、紙幅の関係で今回、本報告では、特に社会的排除の状況に焦点をあてて、⑧生活における困難を中心に、それを解釈するために⑤違法取り立て、⑨本人、家族の身体的・精神的健康、⑪本人、両親の教育歴のみ報告したい。

対象者の属性を図表1に示す。対象者の平均年齢は、41歳、職業は会社員42.9%、無職21.4%、パート・アルバイト19.0%、自営業9.5%、その他7.1%となっている。無職とパート・アルバイトで約4割は、その平均手取り月収の低さにも反映している。平均借入件数6.9件、平均負債が総額472万円で、無職の対象者をも含めた手取り月収は、平均11万円、無職を除くと14万円であるが、平均月返済額は、12万9174円とな

図表1. 対象者の属性 (2006年調査) n=75

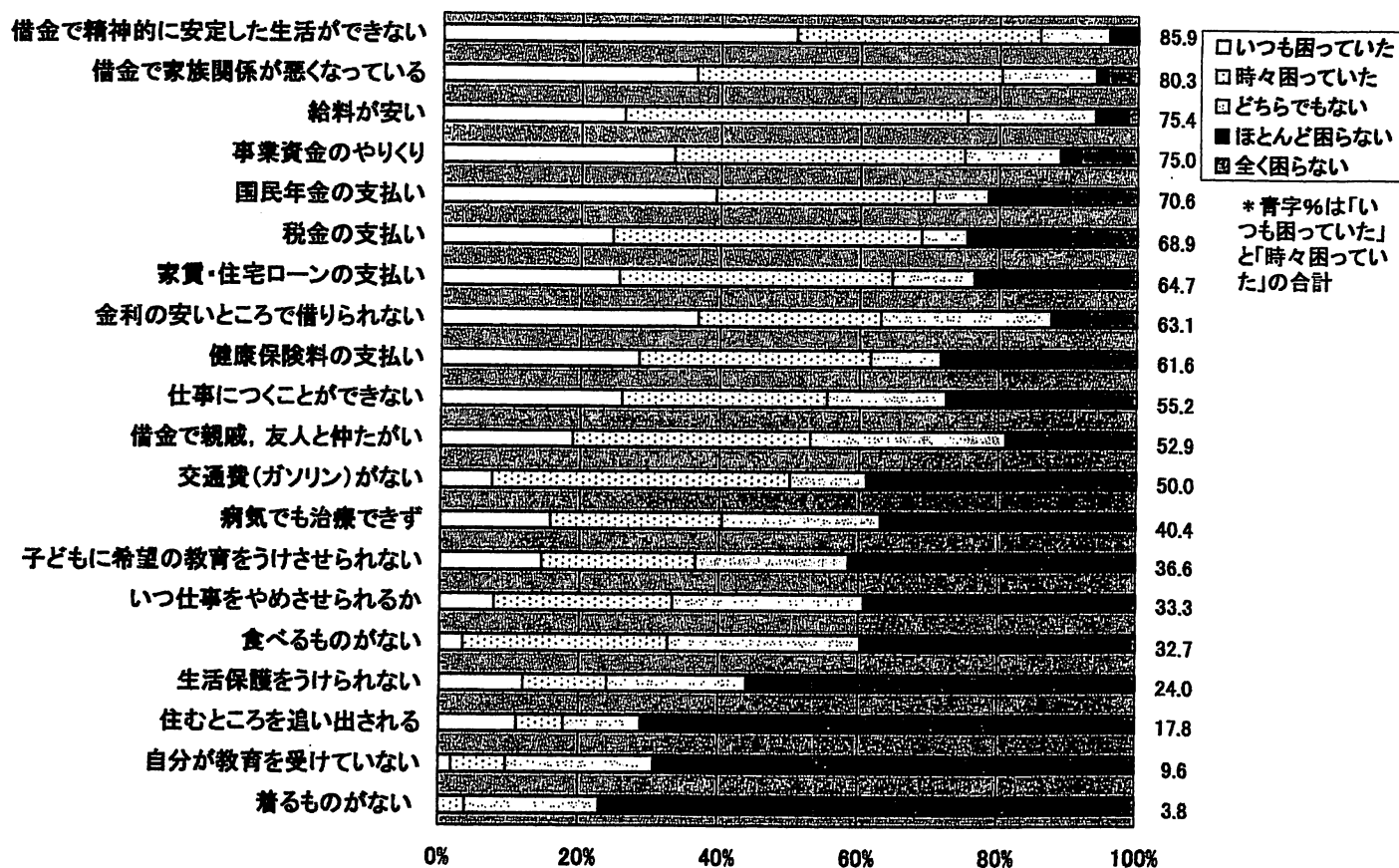
平均年齢	41.8歳
性別	男生 47.3% 女性 52.7%
平均家族数	3.5人
家族形態	核家族 78.3% 拡大家族 12.2% 単身 9.5%
本人の平均手取り月収（無職含む）	110,917円
本人の平均手取り月収（無職除く）	148,030円
平均借入件数	6.9件
平均負債総額	4,724,734円
平均月額返済額	129,174円

っているので収入のほとんどが借金返済となっている。家族集団は、相互扶助関係にある

ので、家計は家族全員の収入をプールして考えなければならない。本人のものに他の家族員全員の月収を含めると、平均 21 万 8472 円になり、そこから借金返済を引くと、生活費として手元に残るのは 8 万 9298 円である。平均家族数が 3.5 人であることを考えると非常に厳しい生活であることは、容易に推測できる。

那覇市に住む 4 人家族、40 代夫婦、2 人とも病気で働けずに子どもは小学生と中学生でアパートに住んでいると想定した場合の生活保護費は、24 万 3450 円である。ここで、その生活保護世帯の状況にあわせて、調査対象者のうち 4 人家族を抜き出すと、その平均月収は収入 27 万 5277 円、借金返済額 13 万 9000 円となった。その結果生活費として使える額は、13 万 6277 円であり、これは生活保護費の 55.9% と半分となっている。但し、生活保護世帯の場合には、年金は免除、税金猶予、医療費は福祉事務所からの支払いになるので、そのことも斟酌すると、ここでわかることは、多重債務者の多くが借金返済で収入の大半を持って行かれるために、生活保護世帯以下の生活を余儀なくされているという現状である。仮にその職業が年金や健康保険に入れられない不安定な就労である場合に、この中から毎月の国民年金を支払うことは全く不可能であると考えてよい。現在だけでなく、将来的な生活設計の見通しも全く立たない状態で生活していることがわかる。沖縄県は長寿県であるが、長寿であることのリスクも大きい。

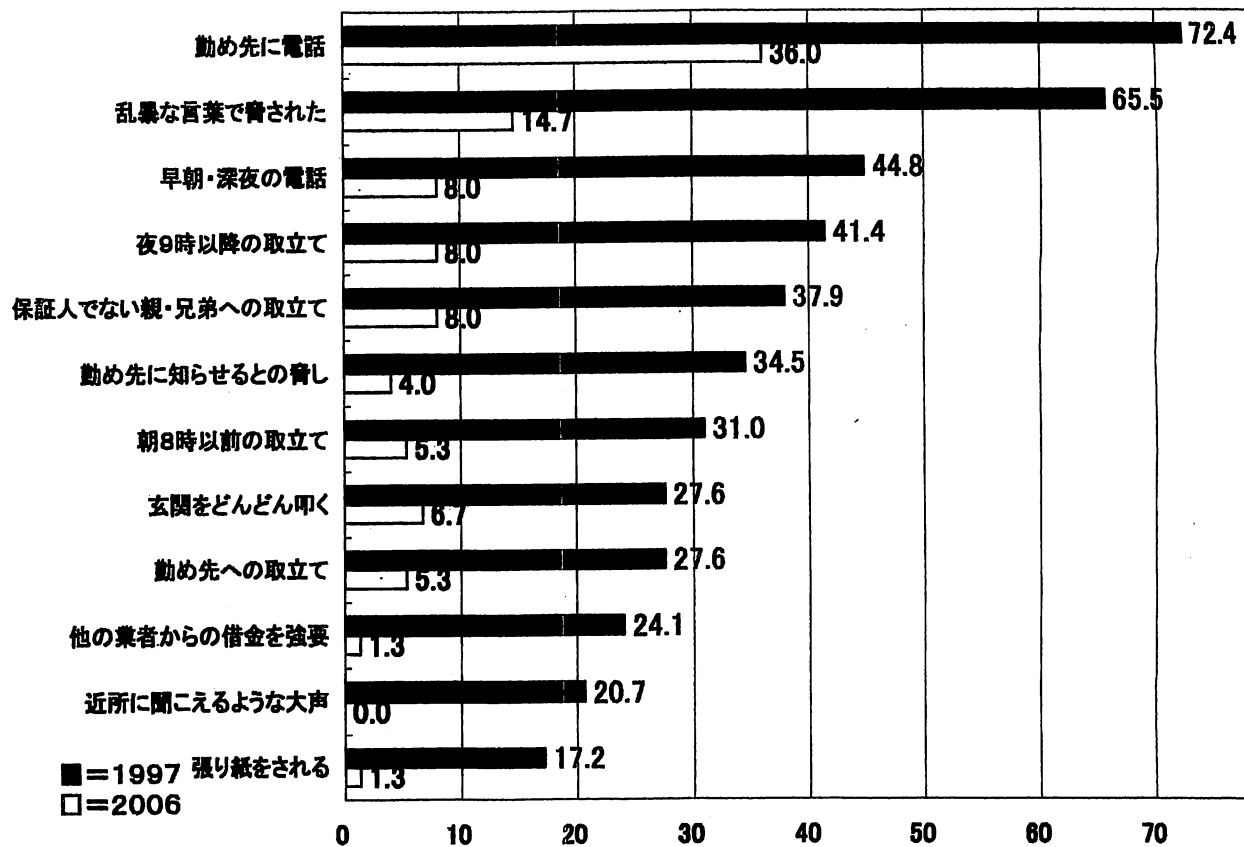
図表 2. 今までにどの程度困っていたか



生活困難を金銭のみならず、人間関係をも含めた多面的な資源へのアクセスという視点から検討した。そこでどういった生活資源へのアクセスが不十分であるかを、物的生活資源として、金銭にかかわる給料、事業資金、社会保障や税金への支払い、財とサービスにか

かわる項目では、衣食住、教育、医療、生活保護、人的生活資源としては、精神的安定、家族関係、友人、親戚との関係を入れ20項目を挙げた。各項目でどの程度困っていたかの程度を「いつも困っていた」「時々困っていた」「どちらでもない」「ほとんど困らない」「全く困らない」の5点尺度で回答してもらった。その結果が図表2である。ここで、「いつも困っていた」「時々困っていた」を合計して「困っている」事項とし、50%以上が困っていると認識している項目は、20項目中12項目あり。それを高い順にみると、意外なことに、一番困っているのは、金銭面ではなく、「ココロ」の問題となっている。「借金で精神的に安定した生活ができない」85.9%、「借金で家族関係が悪くなっている」80.3%と、金銭資源ではない人的資源の問題が1位、2位である。その次に「給料が安い」75.4%、「事業資金のやりくり」75.0%と、収入に関する内容となっている。さらに「国民年金の支払い」70.6%、「税金の支払い」68.9%、「家賃・住宅ローンの支払い」64.7%と、固定的支出への支払い困難の順となっている。

図表3. 違法取立て



家族における「ココロ」不安定さは、取り立ての過酷さに関連していると思われる。近年、CMの癒し系子犬が全国的なブームにもなった株式上場の大手消費者金融が、その取り立ての過酷さで、営業停止となった。一般に、テレビで宣伝するような大手企業は、以前のサラ金とは異なり、ひどい取り立ては行わないというイメージがあるが、現実にはそうでない。図表3は、筆者が1997年に行った違法な取り立てに関する調査と同じ項目について質問した結果である。概してすべての項目で減少していた。特に、「近所に聞こえるような大声をだす」は1997年の20.7%から0%となっている。しかし、12項目のうち11項目の違法取立てはまだ残っており、上位は、「勤め先への電話」36.0%、「乱暴な言葉で脅

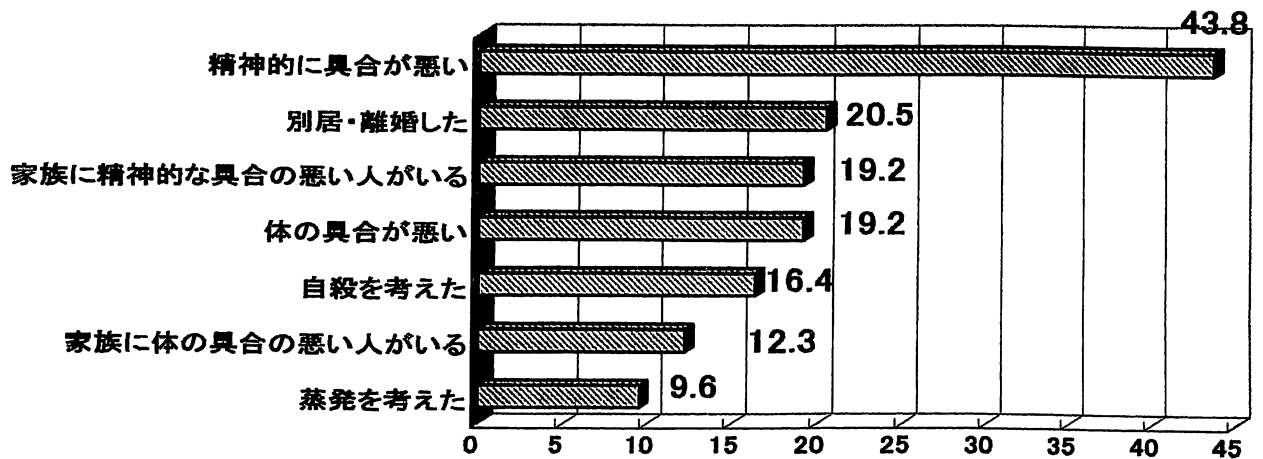
された」14.7%、「早朝・深夜の電話取立て」「夜8時以降の取立て」「保証人でない親・兄弟への取立て」8%の順となっていた。お金がないのに、お金を返さなければならないというストレス、さらに職場や親戚をも巻き込む取立ては、多くの多重債務者に劣等感や精神的不安定をもたらす。多重債務者であることを他者に知られることは、ネガティブな人格、失敗した人生を象徴するスティグマとなってココロに烙印を押される。

図表4に、本人、家族の身体的・精神的を示した。本人が「精神的に具合が悪い」43.8%、「家族に精神的な具合の悪い人がいる」19.2%である。多重債務のもたらす精神的不安定は、自殺、蒸発の可能性をはじめ、20.5%の別居・離婚に反映されている。家族の機能で最も重要なことのひとつは、家族員の情緒的・精神的安定であると考え、そのような家族の機能を損なう事態となっている。

衣食住のうち困っているものを示すと「食べるものがない」32.7%、「住むところを追い出される」17.2%、「着るものがない」3.8%の順であり、着るものに関してはほとんど困っていない。しかし、生存の基本的ニーズである食べるものがない状態を3割が経験していることは深刻な状態である。また、安定したある程度の収入、国民年金や健康保険のついた雇用の前提になるのは、その個人の教育である。しかし、「自分が教育を得ていない」ことは20項目のうち、「着るものがない」の次に困っていない項目であった。回答の詳細をみると、「全く困らない」46.2%、「ほとんど困らない」23.1%、「どちらでもない」21.1%、「時々困っている」7.7%、「いつも困っている」1.9%と、約7割が「自分が教育を受けていない」ことを困難と感じていない。では、本当に対象者の教育は十分であろうか。

図表5は、本人と両親の教育暦である。4年制大学の卒業は75人中1人、1.4%でしかない。過半数が大学へ進学する時代に、この1.4%という値は、教育からの排除を明確に示している。また、親世代での主流が中卒であることから、親世代での教育からの排除は、

図表4. 本人、家族の身体的・精神的健康



次世代へも影響していると考えられる。しかし、この教育からの排除は、本人にはそのことの自覚がない。この結果から推測されることは、高卒であれば親の代よりもよくなっており何ら問題ないと考えているのではなからうか。希望にさえも

**図表 5. 本人, 両親の学歴 (%)**

学歴	本人	父親	母親
中卒	15.1	53.3	54.7
高卒	61.6	26.7	35.9
専門学校・短大	21.9	6.7	9.4
大卒	1.4	13.3	0.0

格差がでており、大学は最初から選択肢にないので、全くあるいはほとんど「困っていない」との回答になったと考える。教育からの排除は、その次に雇用、低収入、年金からの排除へ連鎖しているだけでなく、次世代への貧困の連鎖を形成する。

#### 4) 生活資源のアクセスという側面からみた社会的包摂

本報告では、紙幅の関係で生活資源のアクセスのみに焦点をあてたので、その観点のみからの社会的包摂について述べたい。多重債務者の救済として自己破産、特定調停、個人再生がある。しかし問題は、法的救済によって借金が免責されても、多重債務状態に陥った状況が改善される訳ではない。多重債務に陥った状況が改善されていなければ、再度、同じような状況に陥る。社会的排除という概念で、生活困難を解釈することの意義のひとつは、結果だけでなく、排除されていく過程に注目することで、そのような結果を予防するにはどうすればよいかを示唆されることにある。生活困難を生活資源のアクセス不全と捉え調査してわかったことは、生活資源は、相互依存・相互補完の関係で、常に関連しあいながら動的な状態にある。金銭資源はそれで他の生活資源を入手できるという意味で、他の資源に対する優位性を持つが、しかし教育は、その金銭資源へのアクセスに決定的な影響力を持っている。多重債務者の社会的包摂のために必要な政策のひとつは、雇用と社会的参加のための教育へのアクセス、つまり学校教育の実質的無償化と職業訓練の充実である。但し、それは若者に焦点をあてるのではなく、中高年も含めた人間の生涯を視野に入れたものでなければならない。自営業の多重債務者は、借金で営業を続けることに無理があると感じているが、その仕事を止めると新たな仕事がないのでそれにしがみつかざるをえない。そのことが多重債務をうむ。また、リストラや複数回の失業にみられるように、終身雇用で生涯ひとつの職業という状況も、もうすでに崩れかけている。一人の人間の生涯には、子育てや介護でペイドワーク以上に、アンペイドワークに時間を割かなければならないこともあろう。離婚して一人で子育てをしている母子家庭に、どのような仕事の選択肢があろうか。それまでの仕事を中断し新たなワークに移動するための職業訓練は、訓練を受けている期間の生活保障も含めた充実が求められる。

社会的排除をなくすためのさらなる政策のひとつは、何らかの理由で労働力が枯渇した状態に対する対応である。社会的事故に対応するセーフティネットとして、年金、医療保険、失業保険等があるが、それを受けられる対象は正規雇用者で、パートやアルバイトは対象から除外されている。しかし、多重債務者の多くは、パート、アルバイトの不安定雇用であり、落ちた時のネットは最初から張られていない。非正規雇用の増大は、企業側にとっては、景気調整弁、安価な労働力としてコスト削減に繋がるが、これを雇用者の側か

らみると雇用保障の剥奪であるだけでなく、生存権の剥奪にも繋がる。健康保険無くしてどのように命を守られるだろう。年金無くしてどのように老後を生きよう。年金、医療サービス、失業時の生活保障は、フルタイムであろうが、パートタイムであろうが、全ての雇用に保障されるべきである。違法取立てによるスティグマ感情の払拭等、精神的領域も含めてその国で生活する市民の生きられない状態の隙間を埋めていくことが、また、国が国として存在する意義でもあろう。

#### 引用文献

- バラ, アジット, S., ラペール, フレデリック. 2005『グローバル化と社会的排除』福原宏幸, 中村健吾訳, 昭和堂
- チール, デイビッド. 2006『家族ライフスタイルの社会学』野々山久也監修, ミネルヴァ書房
- 花城梨枝子, 2002「多重債務者への社会的支援に関する研究」消費者教育第22冊

#### 4. 多重債務問題の教材化に関する研究

##### 1) 多重債務問題教材化をめぐる沖縄県の現状

沖縄県司法書士会調査によると、沖縄県における平成16年度、自己破産者の年代は、20代が約19%となっており、20代の自己破産者が5人に1人の割合で存在している（沖縄県司法書士会 2005）。同様に、沖縄県で多重債務者支援を行っている沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会の調査によると、多重債に陥った借金の目的では、過去10年間を通して生活費がトップであり、「平成12年から平成16年までの過去5年間の自己破産申立者は合計9,750名。5年間の特定調停申立者は合計22,645名で、5年間で合計32,395名が借金問題で裁判所へ駆け込んでいることになり約137万県民の42名に1名に相当する」現状もみられる（沖縄クレサラ会 2005）。多重債務問題の深刻化は、沖縄県のおかれている経済的・社会的に困難な状況を反映している。平成17年度の統計をみると、沖縄県は、47都道府県中完全失業率1位（7.9）、離婚率1位（人口千対2.69）、出生率1位（人口千対11.8）、都道府県別知事登録貸金業者数人口1万人比1位（3.79）、特例措置で54.75%が認可されている日賦貸金業者数人口1万人比1位（1.77）、1人当たり県民所得最下位（203万円）である。仕事がなく、収入は全国の7割しかないが、子沢山、離婚も多く、貸金業者も多い状況がわかる。

このような沖縄県の状況を踏まえ、高等学校家庭科においても、多重債務問題に関する教材は重要であると考えた。本研究では、多重債務に関連する教材開発を目的に、沖縄県の高等学校家庭科教員を対象に、消費生活領域の現状を調査し、それを基に教材を作成、検証し、多重債務教材化の内容について整理した。

##### 2) 研究方法

###### ①家庭科教員を対象にした郵送留置法によるアンケート調査

調査対象：沖縄県の高等学校全66校

調査期間：2005年9月～10月

有効回収率：75.8%（50校）

調査内容：多重債務問題に関する授業の実態

- ①消費生活分野の授業の実施の程度
- ②多重債務問題に関する授業の必要性
- ③多重債務問題に関する教員の知識の程度
- ④多重債務問題に関する授業の実施の程度
- ⑤多重債務問題に関する欲しい教材

###### ②授業の理解度及び、教材の改善を目的にした高校生対象のアンケート調査

調査対象：沖縄県立U高等学校2年生322名（男子154名・女子168名）

調査期間：2005年11月

有効回収率：75.8%（281名）

調査項目：①段階評価による授業理解度の自己評価アンケート、②自由記述による授業の感想、③ワークシート記述内容の分析

###### ③教材の作成および検証授業

授業対象：沖縄県県立U高等学校2年生8クラス

4時間指導計画で指導案、教材を作成した。同一内容で1クラス4回、計32時間の授業を行なった。授業後に毎回、生徒に授業評価アンケートを記入してもらい、それを検証しながら教材を改良した。

### 3) 学校教育における多重債務問題教材化の背景

高等学校学習指導要領においては、学ばせるべき項目として多重債務問が題示されているので、授業も最低限行われているように思われる。しかし、原ら他14名(2000)による高校・短大大学生を対象に実施した「金銭管理に関する意識と実態」のアンケート調査によると、消費生活・消費者信用に関する知識の認知度において消費者金融については、高校生男57.9%、女48.3%が「知らない」と答えている。また、多重多額債務者については、高校生男68.4%、女61.0%が「知らない」となっており、「言葉としての知識のみで正確な内容の理解は不十分と思われる」となっている。

船津(2003)は、多重債務者のパーソナリティを「外的要因」「内的要因」「複合型」に分類した。「外的要因」とは、「外部からの不可抗力による圧力によって引き起こされた場合」で具体的には、「倒産、失業、収入減、事故、病気、銀行の貸し渋り」などが挙げられ、基本的には貧困が根底にあると思われる。また「内的要因」を、「個人のパーソナリティに起因する行動特性」とし、具体的には、「欲望、防備、計画性、責任感、独立性、意思決定、意思表示などの要素において一般の消費者との間に差異が見られ、意思のコントロールが極めて不適切な場合」とある。この「内的要因」に働きかける消費者教育こそ、多重債務問題を予防するための有効な方法であると考えられる。

また、金融庁総務企画局政策課が行った全国の小学校、中学校、高等学校の社会科、公民科、技術・家庭科、家庭科担当教諭等関係者を対象にした「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート-調査結果報告書-」(2004)において、金融経済教育の現状について指摘している。ここでは、家庭科における金融経済教育を、「金銭の使い方、販売方法の特徴や消費者保護、生活に必要なサービスの適切な選択など、社会の変化と消費生活、消費者の権利と責任、家庭の経済生活」としており、実質的には消費生活領域にあたりと考える。そこで「金融経済教育についてどのように考えているか」という質問で、高等学校では「重要でありかつ必要である」という回答が81.3%と最も多くなっていた。しかし、「我が国では、アメリカやイギリスに比較して、金融経済教育にまとまった授業時間が充てられていないとの指摘がなされています。その原因はどこにあると思いますか。」という質問については、「社会における金融経済教育に対する必要性の認識がことなるため」が43.7%と多く、ついで「教科書等に関連事項の記載が少ないため」が37.3%となっている。また、その他には、「授業時間数不足のため」「他に教えるべきことが多い」などの回答も含まれていた。

金融経済教育について「重要でありかつ必要である」と考えていながらも、「社会における金融経済教育に対する必要性の認識がことなる」「教科書等に関連事項の記載が少ない」などの理由により、「まとまった授業時間が充てられていない」ということである。つまりその結果、原らによる調査において明らかになっているように高校・短大大学生と若年層の消費生活・消費者信用に関する知識の認知度が低くなっている現状があると思われる。



#### 4) どのような教材が必要か—家庭科教員対象の調査結果

多重債務問題を教材化するにあたって、沖縄県において必要とされる内容を検討するため、沖縄県の離島を含んだ全域、66 高校に調査を依頼した。有効回収率は 50 高校 75.8% であった。調査対象の家庭科教師が、主に行っている授業は、家庭基礎 8.0%、家庭総合 74.0%、生活技術 2.0%、家庭基礎・家庭総合 16.0% であった。単位数の多い家庭総合がほとんどの学校で行われている。家庭基礎においては多重債務問題に関連する「消費者の権利と責任」において 63.6% の教員が「時間をかけて十分に授業を行っている」という結果が見られ、同様に、家庭総合においても関連する「消費者問題の消費者の保護」において 80.0% の教員が「時間をかけて十分に授業を行っている」という結果が得られた。

##### ① 100% の教師が多重債務に関する学習の必要性あり—借金が身近になっている

「多重債務について教える必要があるか」と、多重債務問題に関する授業の必要性について質問した。その結果、すべての教員 (100.0%) が「多重債務について教える必要がある」と回答していた。その理由 (複数回答) では、「借金 (クレジットカード、ローン、奨学金) が身近になってきているから」85.4% で最も多く、次いで「沖縄県の多重債務の現状にあっているから」81.3%、「生徒の将来に役に立つと思うから」75.0% となっていた。また自由記述において「多重債務について記載されているのは教科書の中の、たった 2 行であり、生徒に与える印象も薄いため、今の時代は誰でも多重債務に陥る可能性があるということを理解させ、対処法などの実践的な学習も必要だと考えているから」「ドラックと同じで、1 度やるとなかなか抜け出せないという現実を知らなすぎるから」「知っているのと知らないのでは将来に大きな違いが出てくると思われるから」「若者の安易な借金が問題となっているから」「実際に親が夜逃げした生徒を見たことあるから」などの意見があり、授業における多重債務問題の教材化に肯定的であった。

##### ② 多重債務問題の何がわからないか—個人再生、特定調停、出資法の順

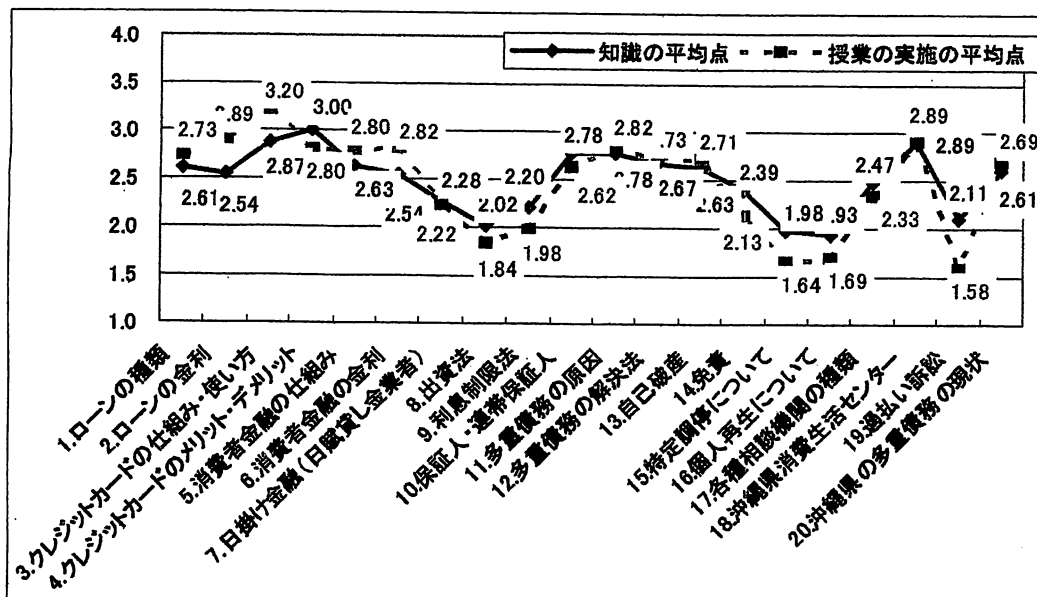
消費生活領域における授業は十分おこなわれていると回答しているが、では、消費生活領域のうち、多重債務に関する学習は、それが十分おこなわれているだろうか。多重債務問題理解のために必要と考える内容を図 1 に示した。「1. ローンの種類」から、「20. 沖縄県の多重債務の現状について」まで 20 項目選定し、各項目に対する教員の知識と授業実施の関連をみた。20 項目に関する教師自身の知識の程度を、「知らないことが多く授業を行うのが不安」を 1 点、「授業をするのに曖昧な点がある」2 点、「授業に困らない程度知っている」3 点、「授業で教える以上のことを知っている」4 点の順で 4 段階評価してもらった。その結果、図 1 の示すように、知識の程度が 2.5 以下となった項目は 8 項目あり、平均値の低い順に「16. 個人再生」1.93、「15. 特定調停」1.98、「8. 出資法」2.02、「19. 過払い訴訟」2.11、「9. 利息制限法」2.20、「7. 日掛け金融」2.28、「14. 免責」2.39、「17. 各種相談機関」2.47 の順となっている。これらの項目が、教員の知らない知識の順である。ここで法的救済の代表である自己破産については理解しているが、それ以外の特定調停や個人再生については、知識の無い現状が明らかになった。特に沖縄県では、人口あたりの特定調停件数は常に全国トップであり、それについて授業をできる知識を教員が持っていないことは問題であろう。また利息制限法と出資法がわからないということは、多重債務発生の一の原因である利息制限法の上限金利 20% と出資法 29.2% の間にあ

るグレーゾーンについてもわからないことが推測される。消費生活センターについてはわかるが、多重債務の相談機関はわからないとなっている。さらに、54.75%の高金利が許されている日掛け金融（日賦貸金業者）についての知識がない。沖縄県は、人口比で日掛け金融業者数が全国1位である。このような項目についての知識のなさは、授業にも連動していると考えられる。特に、自己破産以外の法的救済、利息に関する法律に関して、丁寧に説明された教材が必要であることが明らかになった。

③知識と授業実施の相関—教員に知識がないと授業はできない

授業実施の程度を知識と同様に、「ほとんどしていない」1点から、「触れる程度」2点、「教科書を補足説明」3点、「時間をかけて十分している」4点まで4段階評価してもらった。その結果、授業の実施が2.5以下の項目は、順序は異なっているが、知識に不安のある項目と全く同一の8項目であり、平均値の低い順に「19. 過払い訴訟」1.58, 「15. 特定調停」1.64, 「16. 個人再生」1.69, 「8. 出資法」1.84, 「9. 利息制限法」1.98, 「14. 免責」2.13, 「7. 日掛け金融」2.22, 「17. 各種相談機関」2.33, となっている。図1でわかるように、2つのグラフの曲線がほとんど同じような形を示しており、知識が十分でないから授業ができないという結果を得た。このことはまた、多重債務に関する授業を行う際、この8項目に関する知識や情報を得ることができれば、授業実践の可能性が上昇するということでもある。

図1. 教員の知識と授業実施



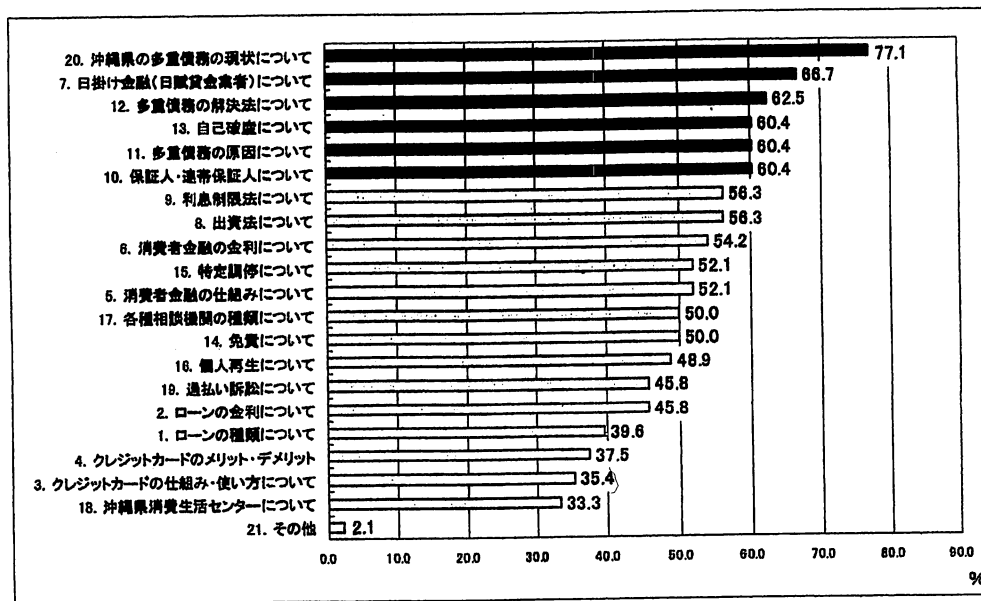
④必要とする教材—沖縄県の多重債務問題の現状、日掛け金融、解決方法の順

「多重債務問題に関する教材を利用したいか」の質問に対し、97.8%が「利用したい」と回答していた。「利用したくない」は0%であり、「どちらでもない」が2.2%になっていた。ほとんどの教員が多重債務問題に関する教材を「利用したい」と考えている。多重債務問題を教える際に必要と考える20項目のうち、欲しい教材を図2に示した。「20. 沖縄県の多重債務問題の現状について」77.1%, 「日掛け金融(日歩貸し金業者)について」66.7%, 「12. 多重債務問題の解決法について」62.5%などが上位にあがっていた。沖縄県の現状

を教える必要があり、教員自身も沖縄県の現状について知りたいと考えているのではないかと思われる。また、沖縄県の現状を含んだよりリアルな教材でなければ、高校生の興味・関心も引きにくいと考えられる。

欲しいと思う割合が50%以下となっている項目は、低い順に、「18. 沖縄県消費生活センター」33.3%、「3. クレジットカードの仕組み・使い方」35.4%、「4. クレジットカードのメリット・デメリット」37.5%、「1. ローンの種類」39.5%、「2. ローンの金利」45.8%、「19. 過払い訴訟」45.8%、「16. 個人再生」48.9%となっている。この結果には、ふたつの意味が考えられる。前者5項目に関しては、教科書に載っている項目であり、教材が無くても授業を行うのに支障が無いことを示していると考えられる。さらに後者2項目は知識の程度も低く、知らないことで、逆に教材が欲しいとも思わないのではないかと考える。

図2. 欲しい教材



### 5) 何を借金と思うかー支払いの先送りを借金と認識しない

高校生の借金認識に対する現状を把握するため、授業実践を予定しているU高校の高校生を対象にアンケート調査を行った。表1は、何を借金と思っているかの現状である。これでわかるように、①友達からお金を借りる、⑦銀行からお金を借りる、⑧消費者金融からお金を借りる、については「直接お金を借りる」ことなので借金と思う割合が高くなっていた。しかし、④分割で購入する、②奨学金をもらう⑥クレジットカードで買い物をするは約半数以上の高校生が「借金とは思わない」と解答していた。また、⑤車のローンを組む、⑨家を購入するためにローンを組むについても、約4割の高校生が借金とは思っていない。

以上から推測されることは、高校生が借金と考えるのは「直接お金を借りる取引を行うもの」と思われる。奨学金も直接お金を借りる取引ではあるが、「奨学金を借りる」ではなくて「奨学金をもらう」という言葉が一般的に使われているように、借金としての認識は低いようである。ローンや分割払いのような支払いを先送りにすることを借金と認識していない。借金という認識が低いということは、「借金とは理解せずに借金をしてしまう」こ

とでもある。奨学金を借りてしまうことで自己破産することは無いと思うが、クレジットカードでの購入や分割、ローンを組んで自己破産する人は、少なくない。以上から、「お金を直接借りる」こと以外にも借金があるという知識を伝えることは、重要であると考えられる。

#### 6) 借金に関する情報—日常的に多くのメディアに接触、消費者金融の認知度が高い

表2は、借金に関する情報で、知っているものを自由記述してもらった。その結果、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、チラシ、はがき、メール、インターネット、街角で配っているティッシュ、電柱の広告、看板など多数の記述が見られ、平均5.39個知っていた。沖縄県は人口あたりの貸金業者数も高く、那覇市のメインストリートでは、消費者金融だけのビルもみられる。また、不特定多数に無差別に送られるチラシやはがきなどもあり、高校生でも日常的に多くの借金情報に接していることがわかった。同様に、お金を貸す会社をあげてもらったところ、表3に示したように、平均5.43個知っていた。県内の3銀行をはじめとして、大手、中小を含めた多くの消費者金融業者の名前が挙がった。以上の結果から借金について、多くのメディアで情報に接しており、実際に消費者金融業社名を記憶していることは驚きであった。また、CMソングを歌いながら回答している高校生もおり、テレビの影響で消費者金融に親近感をいっていることもわかった。今は、高校生のため利用することが出来ないが、将来利用する可能性のある生徒がこのように知識を刷り込まれていくことで、借金への抵抗感を減らし多重債務へ陥る危険性を増大させるのではないかと。CMのすべてを否定するわけではないが、これほど多くの情報が高校生に浸透している現状を見ると、適切に情報を判断するメディアリテラシーをつける必要もあると考える。

表1 借金と思うものはどれか (複数回答)

内 容	借金と思う (%)	借金と思わない (%)
①友達からお金を借りる	95.5	4.5
②奨学金をもらう	42.9	57.1
③親からお金を借りる	76.7	23.3
④分割で購入する	38.8	61.2
⑤車のローンを組む	60.8	39.2
⑥クレジットカードで買い物する	50.2	49.8
⑦銀行からお金を借る	91.8	8.2
⑧消費者金融からお金を借りる	90.2	9.8
⑨家を購入するためにローンを組む	60.8	39.2

表2 借金に関する情報をどれだけ知っているか

情報の数	1~5個	6~10個	10個以上
割合 (%)	50.8	48.4	0.8

表3 お金を貸す会社をどれだけ知っているか

会社の数	1~5個	6~10個	10個以上
割合 (%)	49.1%	48.6%	1.8%

#### 7) 多重債務教材の作成と授業実践—授業における指導目標

現在、学校現場では授業時数の削減などで、特に受験科目でない家庭科ではしわ寄せを受けがちである。そこで、多重債務問題に関しても、短時間で理解できることを条件に、

最大4時間以内をおさえた授業実践を計画した。これまで述べてきたように先行研究、教員アンケート、高校生アンケートを踏まえて、指導目標は、以下に示すAからFまでの6項目、その下位目標も含めて10項目とした。

A. 適正な金銭管理能力を高める

①自分自身の金銭感覚について知る、②ライフイベントを通じた適切な経済設計を考えることができる。

B. 自分の身のまわりの現状を知る

③自分の身のまわりにある借金がわかる、④借金に関する情報がわかる、⑤沖縄県の多重債務問題の現状を知る。

C. 金利の仕組みについて学ぶ

⑥金利計算を通して金利の違いによる返済総額の違いがわかる。

D. 多重債務問題に関する法的知識を学ぶ

⑦利息制限法と出資法の問題点、⑧法的な多重債務問題の解決手段がわかる。

E. 多重債務問題の解決法を知る

⑨多重債務に陥った場合の解決方法、相談場所について理解できる。

F. 今自分ができることについて考える

⑩学習を通して問題を発見し、今自分が出来ることを考える。

8) 具体的な授業内容

以下の10項目をおさえ、A. 適正な金銭管理能力を高めるでは、高校生の日常生活から遊離せずに借金を考えさせるために、金銭感覚チェックシートで自分がどういうタイプかを確認させた。また、高校生が興味を持つライフイベントとして、結婚式をとりあげ、衣装や食事や招待人数等の選択肢別のコストを選ぶことで、自分の結婚式の費用計算をさせた。B. 自分の身の回りの現状を知るでは、高校生の日常生活における借金と沖縄県の多重債務の現状に関する知識をクイズ形式で回答させた。C. 金利のしくみを知るでは、車を購入するというシミュレーションを通して、色々なパターンの借金をする場合の金利計算を行い、返済総額の違いについて学習させた。D. 多重債務問題に関する法的知識を学ぶでは、利息制限法と出資法の問題点について学習し、法的な多重債務問題の解決手段を学習できる教材を作成した。E. 多重債務問題の解決法を知るについては、過払請求訴訟の新聞記事やラジオ放送のテープを使い、具体的な事例を通して多重債務問題陥った場合の解決方法、相談場所について学習できる教材を作成した。F. 今自分が出来ることについて考えるでは、グループ学習を通して、多重債務問題に陥らないために自分が出来ることについて考えることのできる教材を作成した。概略は以下のとおりである。

指導計画：(沖縄県県立U高等学校、2年生、8クラス)

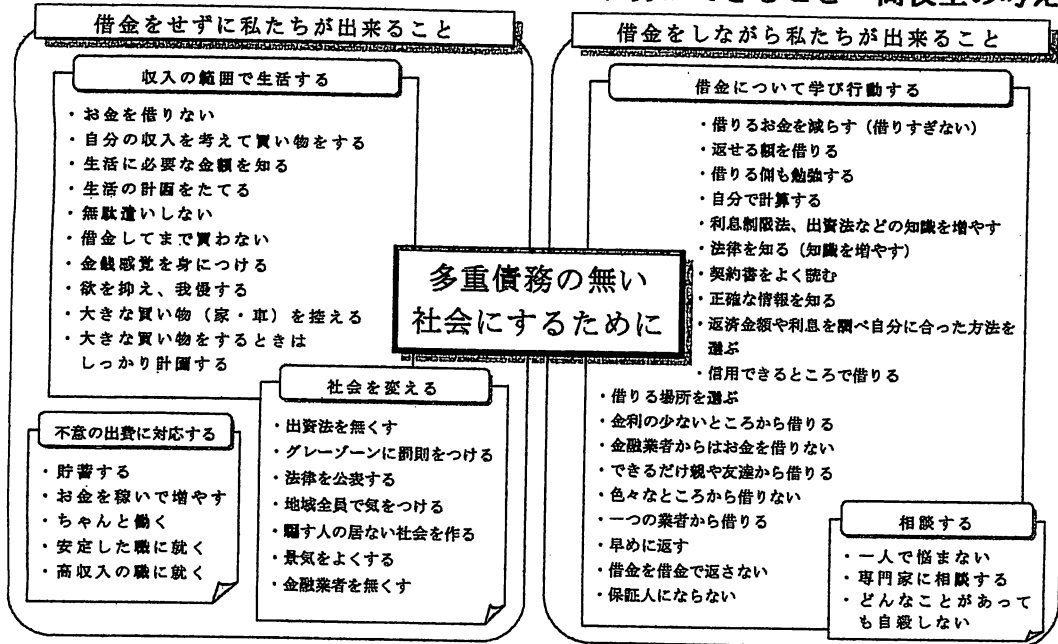
- |       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 1 時間目 | ①計画的な経済設計 ②チェックリスト、③ライフプラン ④結婚式費用     |
| 2 時間目 | ①あなたの身の回りの借金 ②自己破産、③特定調停、④貸金業者数、⑤自殺統計 |
| 3 時間目 | ①金利の仕組み ②自動車購入のための金利計算、③利息制限法と出資法     |
| 4 時間目 | ①多重債務の解決方法 ②過払い請求訴訟ラジオ放送、③過払い新聞記事     |
- 同一内容について授業を1クラス4時間、8クラス、計32時間授業を行い、授業後に毎回、生徒に授業評価アンケートを記入してもらい、それを検証しながら教材を改良した。

その結果が良好であったことは、最後の授業における以下の結果で確認できた。

### 9) 多重債務の無い社会にするために自分ができること

最後の授業では、「多重債務の無い社会にするために自分ができること」について話しあいグループ別のポスター発表をさせた。その結果をグルーピングして図3に示す。借金をせずにできることでは、①収入の範囲内の生活、②不意の出費への対応、③社会を変えるの3項目、借金をしながらできることでは、④借金に対する学びと行動、⑤相談することの2項目、計5項目に大別した。

図3 多重債務の無い社会にするために自分ができること—高校生の考える意見



①収入の範囲内の生活では、欲望のコントロール、生活に必要な金額を知り計画をたてる、高額商品の計画をたてる等、いわゆる金銭管理に関する内容について意見がでた。②不意の出費への対応は、貯蓄以外に、安定した仕事につく、高収入の職につく等、稼得能力と関連した発言がみられた。借金をしないためには、支出の前に収入を増やすこと、そのために「ちゃんと働く」ことが指摘されている。金銭管理では、カネそのものの管理だけではなく、モノに対する必要と欲望の調整や、カネを獲得できるヒトの能力の向上や、また、家族で協力して家計を支える場合には、時間や労力を調整してペイドワークとアンペイドワークのバランスを家族全員で調整しないといけない。そういう意味で、金銭の管理も、生活資源全体の管理の一部分であり、金銭資源の獲得は、人的資源のあり方によって決定されることを生徒にも理解させたい。それによって、単に多重債務に陥らないというだけでなく、キャリアを築くことの重要性や人生をどう生きていくかという生活設計への学びへ広げることができる。③社会を変えるでは、グレーゾーンに刑罰をつけるという意見がでた。高校生がすぐに直接に社会を変えることはできなくても、生活を取り巻く環境の矛盾に気づきおかしいと感じる感性を養うことは重要である。直接金銭には関係ないが、騙す人のいない社会や地域全員で気をつける等、生活を取り巻く環境の整備に気づいている。借金をしないにこしたことはないが、それでも奨学金、住宅ローン、クレジットの使用と借金は身近になっている。④借金について学び行動するでは、もし借金をしなけ

ればならない時には、返せる額を借りることや、金利の低いところで借りる、さらに金利や法律の知識を身につけることが述べられている。⑤相談することでは、「どんなことがあっても自殺しないこと」がだされていた。以上の結果から、指導目標をほぼ達成できたと考える。これらの授業は、すべての指導案、資料を一冊の教材集にして、調査に協力頂いた50高校に配布した。しかし、その後についての調査は行っておらず、この教材がどれだけ活用されたかが、どこが活用しにくいのかを検討することが、今後の課題である。

## 10) 結果の要約

以上の結果を要約する。本研究は、多重債務に関連する教材開発を目的に、沖縄県の高등학교家庭科教員、高校生を対象に、消費生活領域の現状を調査し、それを基に教材を作成、検証し、多重債務問題指導の内容について整理した。

- ①多重債務問題に関する授業の必要性についてすべての教員(100.0%)が必要であると回答していた。その理由は、「借金が身近になってきているから」が最も多くなっている。
- ②多重債務問題の内容に関して20項目選定し、各項目に対する教員の知識と授業実施の関連をみた。知識の程度が低い名項目は、「個人再生」「特定調停」「出資法」「過払い訴訟」「利息制限法」「日掛け金融」「免責」「各種相談機関」の順となっている。授業の実施の低い項目は、順序は異なっているが、知識に不安のある項目と全く同一であった。
- ③欲しい教材は、「沖縄県の多重債務問題の現状」、「日掛け金融(日歩貸し金業者)について」、「多重債務問題の解決法」の順であった。
- ④高校生は、直接お金を借りる取引を行うものを借金と考え、ローンや分割払いのような支払を先送りにすることを借金という認識は低い。
- ⑤高校生は、借金に関する情報をテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、チラシ、はがき、メール、インターネット、街角で配っているティッシュ、電柱の広告、看板から得ている。お金を貸している会社として、県内の3銀行をはじめとして、大手、中小を含めた多くの消費者金融業者の具体的な社名があがった。
- ⑥多重債務問題を題材とする授業を行う上で重要な指導目標は、以下の10項目と考える。その内容は、①自分自身の金銭感覚について知る、②ライフイベントを通じた適切な経済設計を考えることができる、③自分の身のまわりにある借金を知る、④借金に関する情報がわかる、⑤沖縄県の多重債務問題がわかる、⑥金利計算を通して金利の違いによる返済総額の違いについて学ぶ、⑦利息制限法と出資法の問題点を理解する、⑧法的な多重債務問題の解決手段がわかる、⑨多重債務に陥った場合、どこに相談すればよいかかわかる、⑩学習を通して問題を発見し、今自分が出来ることを考える、となっている。
- ⑦指導方法では、パワーポイントを用いた講義以外に、チェックリスト(自分の金銭感覚)、クイズ(沖縄県の多重債務問題の現状)、シミュレーション(結婚式を想定した費用計算、金利別の自動車購入計画)、ラジオ放送テープ(過払い請求の理解)、新聞(法的救済、過払い請求訴訟)、ポスター発表(多重債務の無い社会にするために自分ができること)等の実践的指導法を用いた。生徒の授業評価によると、実践的指導法は生徒の興味・関心を引くという観点で有効である。しかし、自由記述で「言葉が難しい」との感想があった。今後、特に法律に関連した用語集の作成も必要であると考えた。

⑧指導目標「⑩学習を通して問題を発見し、今自分が出来ることを考える」をもとに組み立てられた最後の授業「多重債務の無い社会にするために自分ができること」では、①収入の範囲内での生活、②不意の出費への対応、③社会を変える、④借金に対する学びと行動、⑤相談する、の5項目がグルーピングされ、授業の目標が達成できたと考える。これらの授業は、教材集にしてアンケート協力校に配布した。しかし、その後についての調査は行っておらず、この教材集の活用の程度が今後の課題である。

引用文献・参考文献（直接的な引用は本文中に「 」に入れた。）

船津桂江「消費行動に見る多重債務者にパーソナリティに関する一考察」『消費者教育 第23冊』p. 49-51, 株式会社光生館, 2003

原まさ代他14名「若年層の金銭管理に関する意識と実態」『消費者教育 第20冊』p. 201-202, 株式会社光生館, 東京, 2000

金融庁総務企画局政策課「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート調査結果報告書」2004

<http://www.fas.go.jp/news/16/sonota/f-20040831-3b.pdf> (2006/01/04)

沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会『第5回クレジット・サラ金被害をなくす会 沖縄交流集会』p. 18-19, 沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会, 沖縄, 2005

沖縄県司法書士会『多重債務問題解決の全県民的ネットワークを平成16年自己破産調査報告書』p. 7, 沖縄県司法書士会, 沖縄, 2005